令和8年度9月補正予算の概要

議案番号	議案	頁	担当
議案第4号	令和8年度鎌ケ谷市一般会計補正予算（第2号）	P1 ～P18 P24	企画財政課
議案第5号	令和8年度鎌ケ谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	P19 ～P20	企画財政課
議案第6号	令和8年度鎌ケ谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）	P21 ～P22	企画財政課
議案第7号	令和8年度鎌ケ谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	P23	企画財政課

【予算総額の推移】

単位：千円

会計区分	当初予算額	6月補正	9月補正					累計総額
一般会計	43,480,000	12,421	1,185,929					44,678,350
国民健康保険特別会計	10,019,000		38,047					10,057,047
介護保険特別会計	10,693,000		251,012					10,944,012
後期高齢者医療特別会計	2,194,000		15,134					2,209,134
合計	66,386,000	12,421	1,490,122	0	0	0	0	67,888,543

議案第４号　令和８年度鎌ケ谷市一般会計補正予算（第２号）

【概要】

補正前の予算総額43,492,421千円に対し、歳入歳出それぞれ1,185,929千円を追加し、補正後の予算総額を44,678,350千円にしようとするものである。
なお、主な内容は、次のとおりである。

１　歳入関係
（１）普通交付税　▲62,857千円
（２）生活保護費等負担金　56,063千円
（３）介護保険特別会計繰入金　64,349千円
（４）令和７年度決算の確定に伴う繰越金　798,962千円（補正後1,298,962千円）

２　歳出関係
（１）民間保育所等整備助成事業　▲80,259千円
（２）生活保護に要する経費　74,535千円
（３）減債基金積立金　250,000千円
（４）財政調整基金積立金　649,482千円

３　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画事業一覧　P10～P12

４　補助金等精算一覧　P13～P17
（１）事業費の精算に伴う追加交付額　総額　167,771千円
（２）事業費の精算に伴う補助金等返還金　総額　63,714千円

５　継続費関係　P18
（１）義務教育施設維持補修事業

６　繰越明許費関係　P18
（１）総合福祉保健センター分館整備事業

７　債務負担行為関係　P18
（１）創設保育所整備資金利子補給事業（令和8年度利率変更分）

８　事業に係る位置図　P24
（１）主要市道整備事業

【歳入予算】　　単位：千円

No.	課名	款	名　称	補正額	説明
1	企画財政課	12款　地方特例交付金	地方特例交付金	7,522	**【概要】** 交付額の決定に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 決定額167,522千円－補正前の額160,000千円＝補正額7,522千円 ※令和7年度交付決定額110,107千円
2	企画財政課	13款 地方交付税	普通交付税	▲ 62,857	**【概要】** 交付額の決定に伴い、減額するものである。 **【算出根拠】** 決定額5,117,143千円－補正前の額5,180,000千円＝補正額▲62,857千円 ※令和7年度当初（7月）交付決定額：5,030,761千円

No.	課名	款	名　称	補正額	説明
3	幼児保育課	17款　国庫支出金	【認定こども園関係分】 ①施設型給付費負担金 ②子ども・子育て支援交付金（児童福祉費補助金分） ③保育対策総合支援事業費補助金	▲ 29,356	**【概要】** 令和8年9月に開園を予定していた幼保連携型認定こども園（保育機能部分定員60名）について、入札不調等により工期が遅れ、令和9年2月に開園が延期されることに伴い、幼稚園関係の交付金を追加する一方で、認定こども園関係の負担金等を減額するものである。 **【算出根拠】** ①施設型給付費負担金 補正後の額802,210千円－補正前の額830,700千円＝補正額▲28,490千円 ②子ども・子育て支援交付金（児童福祉費補助金分） 補正後の額128,843千円－補正前の額129,542千円＝補正額▲699千円 ③保育対策総合支援事業費補助金 補正後の額10,113千円－補正前の額10,280千円＝補正額▲167千円
4	社会福祉課	17款　国庫支出金	生活保護費等負担金	56,063	**【概要】** 平成25年生活扶助基準改定に関する令和7年6月の最高裁判決を踏まえ、国の方針に基づき、差額分の追加給付を行うことに伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額2,231,004千円－補正前の額2,174,941千円＝補正額56,063千円
5	高齢者支援課	17款　国庫支出金	介護保険事業費補助金	4,000	**【概要】** 令和9年度に施行予定の介護保険法の一部改正（介護報酬等）に伴い、介護保険システムを改修するため、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額16,703千円－補正前の額12,703千円＝補正額4,000千円
6	幼児保育課	17款　国庫支出金	【幼稚園関係分】 子育てのための施設等利用給付交付金	5,782	**【概要】** 令和8年9月に開園を予定していた幼保連携型認定こども園（保育機能部分定員60名）について、入札不調等により工期が遅れ、令和9年2月に開園が延期されることに伴い、認定こども園関係の負担金等を減額する一方で、幼稚園関係の交付金を追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額187,472千円－補正前の額181,690千円＝補正額5,782千円
7	高齢者支援課	17款　国庫支出金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	8,004	**【概要】** 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための設備等の整備事業に対して補助することに伴い、計上するものである。 **【算出根拠】** 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金8,004千円

No.	課名	款	名　称	補正額	説明
8	農業振興課	17款　国庫支出金	経営開始資金補助金	400	**【概要】** 次世代を担う農業者を志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を最長で3年交付（年額150万円）しているが、国から令和8年4月以降分は交付単価が増額（月額12,500円）となる旨の通知があったため、3名分の補助金を交付することに伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額3,400千円－補正前の額3,000千円＝補正額400千円
9	道路河川整備課	17款　国庫支出金	社会資本整備総合交付金（主要市道整備事業分）	▲ 10,123	**【概要】** 軽井沢周回道路整備に関する令和8年度の交付金の内示が当初予算計上額を下回ったことに伴い、減額するものである。※位置図P24 **【算出根拠】** 補正後の額2,098千円－補正前の額12,221千円＝補正額▲10,123千円
10	幼児保育課	18款　県支出金	【認定こども園関係分】 ①施設型給付費負担金 ②子ども・子育て支援交付金（児童福祉費補助金分） ③保育対策総合支援事業費補助金 ④保育士処遇改善事業補助金 ⑤保育士配置改善事業補助金	▲ 25,043	**【概要】** 令和8年9月に開園を予定していた幼保連携型認定こども園について、入札不調等により工期が遅れ、令和9年2月に開園が延期されることに伴い、幼稚園関係の負担金を追加する一方で、認定こども園関係の負担金等を減額するものである。 **【算出根拠】** ①施設型給付費負担金 補正後の額358,364千円－補正前の額376,582千円＝補正額▲18,218千円 ②子ども・子育て支援交付金（児童福祉費補助金分） 補正後の額116,559千円－補正前の額117,258千円＝補正額▲699千円 ③保育対策総合支援事業費補助金 補正後の額46,700千円－補正前の額49,846千円＝補正額▲3,146千円 ④保育士処遇改善事業補助金 補正後の額30,473千円－補正前の額31,973千円＝補正額▲1,500千円 ⑤保育士配置改善事業補助金 補正後の額27,284千円－補正前の額28,764千円＝補正額▲1,480千円
11	幼児保育課	18款　県支出金	【幼稚園関係分】 子育てのための施設等利用給付費県費負担金	2,891	**【概要】** 令和8年9月に開園を予定していた幼保連携型認定こども園について、入札不調等により工期が遅れ、令和9年2月に開園が延期されることに伴い、認定こども園関係の負担金等を減額する一方で、幼稚園関係の負担金を追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額93,736千円－補正前の額90,845千円＝補正額2,891千円

No.	課名	款	名　称	補正額	説明
12	農業振興課	18款　県支出金	経営発展支援事業補助金	2,616	**【概要】** 次世代を担う農業者を志向する者（1名）に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援することについて補助金を交付することに伴い、計上するものである。 **【算出根拠】** 経営発展支援事業補助金2,616千円
13	農業振興課	18款　県支出金	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金	2,329	**【概要】** 認定農業者（2名）に対して、生産力強化のための施設整備費用（育苗施設、選果機）について補助金を交付することに伴い、計上するものである。 **【算出根拠】** 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金2,329千円
14	企画財政課	21款　繰入金	財政調整基金繰入金	12,283	**【概要】** 歳入歳出予算の差額について、繰入金を追加するものである。 **【算出根拠】** 見込額998,834千円－補正前の額986,551千円＝補正額12,283千円 **【9月補正後の残高】** 1,311,135千円
15	高齢者支援課	21款　繰入金	介護保険特別会計繰入金	64,349	**【概要】** 令和7年度決算の確定に伴い、繰入金を追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額64,350千円－補正前の額1千円＝補正額64,349千円
16	保険年金課	21款　繰入金	後期高齢者医療特別会計繰入金	8,756	**【概要】** 令和7年度決算の確定に伴い、繰入金を追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額8,757千円－補正前の額1千円＝補正額8,756千円
17	企画財政課	22款　繰越金	繰越金	798,962	**【概要】** 一般会計の令和7年度決算の実質収支の確定に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額1,298,962千円－補正前の額500,000千円＝補正額798,962千円 ※令和6年度決算実質収支1,786,821千円
18	市民活動推進課	23款　諸収入	コミュニティ助成事業助成金	2,500	**【概要】** 一般財団法人自治総合センターが、住民のコミュニティ活動に必要な備品（机・椅子等）の整備に対し宝くじの収益金を活用して助成するもので、助成対象となった鎌ケ谷第二区連合自治会に助成することに伴い、計上するものである。 **【算出根拠】** コミュニティ助成事業助成金2,500千円

No.	課名	款	名　称	補正額	説明
19	契約管財課	24款　市債	デジタル活用推進事業債	900	**【概要】** 令和8年5月から稼働している第四期ちば電子調達システムについて、千葉県等と地方債の協議を行ったところ、システムの開発費相当分が地方債（充当率90%、交付税措置率50%）の対象となるため、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額19,100千円－補正前の額18,200千円＝補正額900千円
20	社会福祉課	24款　市債	総合福祉保健センター分館整備事業債	15,300	**【概要】** 総合福祉保健センター分館整備に伴い、ネットワーク構築等の環境を整備するため、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額630,700千円－補正前の額615,400千円＝補正額15,300千円
21	道路河川整備課	24款　市債	主要市道整備事業債	9,200	**【概要】** 軽井沢周回道路整備に関する令和8年度の交付金の内示が当初予算計上額を下回ったことに伴い、市債を活用して事業の推進を図るため、追加するものである。※位置図P24 **【算出根拠】** 補正後の額70,000千円－補正前の額60,800千円＝補正額9,200千円
22	教育総務課	24款　市債	義務教育施設維持補修事業債	8,900	**【概要】** 令和7年度から令和8年度までの継続費により実施している鎌ケ谷中学校校舎外壁・屋上防水改修工事について、インフレスライド等により事業費が増額となることが判明したことに伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額1,117,000千円－補正前の額1,108,100千円＝補正額8,900千円（うち鎌ケ谷中学校校舎外壁・屋上防水改修分：補正後の額131,600千円－補正前の額122,700千円＝補正額8,900千円
23	文化・スポーツ課	24款　市債	歴史的建造物保存活用事業債	3,800	**【概要】** 令和8年度から令和9年度までの継続費により実施している澁谷家住宅整備工事について、千葉県等と地方債の協議を行ったところ、充当率90%、交付税措置率30%の地方債が活用できる見込みとなったことに伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額46,400千円－補正前の額42,600千円＝補正額3,800千円
合計				887,178	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係（その他を含む）　合計				130,980	**※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画事業一覧（P10～P12）より**
補助金等追加交付額　合計				167,771	**※補助金等精算一覧（P13～P14）より**
歳入予算　合計				1,185,929	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
1	市民活動推進課	2	1	9	地域振興に要する経費	18節　負担金補助及び交付金	2,500	**【概要】** 鎌ケ谷第二区連合自治会が行う地域のコミュニティ活動に必要な備品（机・椅子等）の整備に対し助成するため、計上するものである。 **【財源内訳】** 諸収入（コミュニティ助成事業助成金）2,500千円（助成率10/10） **【算出根拠】** コミュニティ助成事業助成金2,500千円
2	社会福祉課	3	1	1	中国残留邦人等の支援に要する経費	19節　扶助費	216	**【概要】** 平成25年生活扶助基準改定に関する令和7年6月の最高裁判決を踏まえ、国の方針に基づき、差額分の追加給付を行うため、追加するものである。 **【財源内訳】** 国庫支出金162千円（負担率3/4） 一般財源54千円 **【算出根拠】** 補正後の額2,016千円－補正前の額1,800千円＝補正額216千円
3	社会福祉課	3	1	2	総合福祉保健センター分館整備事業	12節　委託料	26,837	**【概要】** 総合福祉保健センター分館整備に伴い、ネットワーク構築等の環境を整備するため、計上するものである。 なお、併せて繰越明許を設定する。 **【財源内訳】** 地方債15,300千円（充当率90%、75%） 一般財源11,537千円 **【算出根拠】** ①案内表示作製設置委託（既存センター分）1,000千円 ②総合福祉保健センター分館環境整備委託25,837千円
4	高齢者支援課	3	1	6	介護事業者の助成に要する経費	18節　負担金補助及び交付金	8,004	**【概要】** 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための設備等の整備事業（非常用発電設備）に対して補助するため、計上するものである。 **【財源内訳】** 国庫支出金8,004千円（補助率10/10） **【算出根拠】** 地域介護・空間整備事業補助金8,004千円
5	高齢者支援課	3	1	6	介護保険特別会計繰出金	27節　繰出金	32,585	**【概要】** 令和9年度に施行予定の介護保険法の一部改正（介護報酬等）に伴い、介護保険システムを改修するため、追加するものである。 **【財源内訳】** 国庫支出金4,000千円 一般財源28,585千円 **【算出根拠】** 補正後の額1,733,505千円－補正前の額1,700,920千円＝補正額32,585千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
6	幼児保育課	3	2	1	民間保育所等の補助に要する経費（重点支援地方交付金事業以外）	18節　負担金補助及び交付金	320	**【概要】** 平成28年度に保育園を創設した社会福祉法人（以下「法人」という。）に対し、福祉医療機構から借り入れた資金利子の一部を補助（補助率1.6/4.6）しているが、令和8年5月の利率変更（10年見直し）により、令和8年6月以降の利子が増額したため、追加するものである。 なお、利率変更に伴い、現在設定している債務負担行為が限度額に到達する見込みであることから、新たに債務負担行為を設定する。 **【財源内訳】** 一般財源320千円 **【算出根拠】** 補正後の額573千円－補正前の額253千円＝補正額320千円
7	幼児保育課	3	2	1	私立幼稚園等に要する経費（重点支援地方交付金事業以外）	18節　負担金補助及び交付金 19節　扶助費	12,827	**【概要】** 令和8年9月に開園を予定していた幼保連携型認定こども園（保育機能部分定員60名）について、入札不調等により工期が遅れ、令和9年2月に開園が延期されるため、認定こども園関係の給付費等を減額する一方で、幼稚園関係の補助金等を追加するものである。 **【財源内訳】** 国庫支出金5,782千円（交付率1/2） 県支出金2,891千円（交付率1/4） 一般財源4,154千円 **【算出根拠】** ①預り保育運営費補助金 補正後の額10,700千円－補正前の額10,000千円＝補正額700千円 ②私立幼稚園振興費補助金 補正後の額4,280千円－補正前の額3,718千円＝補正額562千円 ③幼稚園施設等利用費 補正後の額346,715千円－補正前の額335,150千円＝補正額11,565千円
8	幼児保育課	3	2	1	民間保育所等整備助成事業	12節　委託料 18節　負担金補助及び交付金	▲ 80,259	**【概要】** 令和8年9月に開園を予定していた幼保連携型認定こども園（保育機能部分定員60名）について、入札不調等により工期が遅れ、令和9年2月に開園が延期されるため、幼稚園関係の補助金等を追加する一方で、認定こども園関係の給付等を減額するものである。 **【財源内訳】** 国庫支出金▲29,356千円（負担率1/2等） 県支出金▲25,043千円（負担率1/4等） 一般財源▲25,860千円 **【算出根拠】** ①管内認定こども園施設型給付費 補正後の額152,406千円－補正前の額217,869千円＝補正額▲65,463千円 ②管内民間保育所等運営費補助金 補正後の額63,315千円－補正前の額78,111千円＝補正額▲14,796千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
9	社会福祉課	3	3	2	生活保護に要する経費	19節　扶助費	74,535	**【概要】** 平成25年生活扶助基準改定に関する令和7年6月の最高裁判決を踏まえ、国の方針に基づき、差額分の追加給付を行うため、追加するものである。 **【財源内訳】** 国庫支出金55,901千円（負担率3/4） 一般財源18,634千円 **【算出根拠】** 補正後の額868,535千円－補正前の額794,000千円＝補正額74,535千円
10	健康増進課	4	1	2	予防接種に要する経費（重点支援地方交付金事業以外）	12節　委託料	▲ 16,269	**【概要】** 令和8年10月から75歳以上を対象に予定していた高用量インフルエンザワクチン接種について、国から令和8年度の定期接種では使用しない旨の通知があったため、減額するものである。 **【財源内訳】** 一般財源▲16,269千円 **【算出根拠】** 補正後の額68,297千円－補正前の額84,566千円＝補正額▲16,269千円
11	農業振興課	6	1	3	農業振興対策事業に要する経費（重点支援地方交付金事業以外）	18節　負担金補助及び交付金	5,345	**【概要】** ①次世代を担う農業者を志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を最長で3年交付（年額150万円）しているが、国から令和8年4月以降分は交付単価が増額（月額12,500円）となる旨の通知があったため、3名分の補助金を追加するものである。 ②次世代を担う農業者を志向する者（1名）に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等（運搬車、ロボット草刈機など）を支援することについて補助金を交付するため、計上するものである。 ③認定農業者（2名）に対し、生産力強化のための施設整備費用（育苗施設、選果機）について補助金を交付するため、計上するものである。 **【財源内訳】** ①国庫支出金400千円（補助率10/10） ②県支出金2,616千円（補助率3/4） ※残りは事業者負担 ③県支出金2,329千円（補助率1/4） ※残りは事業者負担 **【算出根拠】** ①経営開始資金補助金400千円 ②経営発展支援事業補助金2,616千円 ③「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金2,329千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
12	教育総務課	10	3	1	義務教育施設維持補修事業	14節　工事請負費	9,254	**【概要】** 令和7年度から令和8年度までの継続費により実施している鎌ケ谷中学校校舎外壁・屋上防水改修工事について、インフレスライド等により事業費が増額となることが判明したため、追加するものである。 なお、併せて継続費を変更する。 **【財源内訳】** 地方債8,900千円（充当率90%、70%） 一般財源354千円 **【算出根拠】** 補正後の額130,524千円－補正前の額121,270千円＝補正額9,254千円
13	企画財政課	13	2	1	減債基金積立に要する経費	24節　積立金	250,000	**【概要】** 今後の市債償還の財源とするため、追加するものである。 **【財源内訳】** 一般財源250,000千円 **【算出根拠】** 補正後の額301,422千円－補正前の額51,422千円＝補正額250,000千円 **【9月補正後の残高】** 273,722千円
14	企画財政課	13	2	6	財政調整基金積立に要する経費	24節　積立金	649,482	**【概要】** 令和7年度決算における一般会計実質収支額の2分の1を積み立てるため、計上するものである。 **【財源内訳】** 一般財源649,482千円 **【算出根拠】** 令和7年度実質収支1,298,963千円×1/2≒補正額649,482千円 **【9月補正後の残高】** 1,311,135千円
合計							975,377	
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施事業　合計							146,838	**※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画事業一覧（P10～P12）より**
補助金等返還金　合計							63,714	**※補助金等精算一覧（P15～P17）より**
歳出予算　合計							1,185,929	

【令和８年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画事業一覧（令和７年度及び令和８年度国の補正予算分）】

【概要】
　国の令和7年度補正予算及び令和8年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を拡充したことに伴い、本市が実施する事業のうち、令和8年第2回分として国に提出した実施計画事業を実施するため、計上するものである。
　当該交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業で、交付金による支援の効果が生活者等に直接的に及ぶ事業に活用できるものであり、交付金を活用するためには、引き続き実施計画の策定が必要となっている。
【配分額等】
①令和7年度補正予算分　配分額860,508千円（うち令和7年度及び令和8年度予算計上済額760,000千円、残額100,508千円）
②令和8年度補正予算分　配分額35,973千円（うち残額35,973千円）

（単位：千円）

No	課名	科目			事業名	説明	９月補正額（歳出予算）	重点交付金実施計画総事業費	９月補正額　財源内訳				備考
		款	項	目					国・県	重点交付金	その他	一般財源	
1	市民課	2	3	1	戸籍住民基本台帳事務に要する経費	**【概要】** 　マイナンバーカード等を利用する各種証明書のコンビニ交付について、発行手数料を期間限定で10円とするため役務費を追加するほか、歳入の手数料を減額するものである。 　なお、本事業は令和8年度当初分の臨時交付金を活用し、令和8年6月1日から12月28日まで実施している。今回、新たに、令和9年1月4日から令和9年3月31日までを対象期間として追加する。 **【算出根拠】** （歳入） ①戸籍手数料▲334千円 ②住民手数料▲1,466千円 ③印鑑証明・税証明等▲1,284千円 ④コンビニ交付手数料▲2,417千円 （歳出） ①コンビニ交付手数料1,160千円	1,160	6,659	0	6,000	▲ 5,501	661	その他は、①戸籍手数料▲334千円、②住民手数料▲1,466千円、③印鑑証明・税証明等▲1,284千円、④コンビニ交付手数料▲2,417千円の合計
2	高齢者支援課	3	1	6	高齢者在宅福祉に要する経費	**【概要】** 　高齢者世帯及び生活保護世帯に対し、熱中症の予防及び居住環境の向上を図ることを目的として、エアコンの購入及び設置に要する費用を補助するため、計上するものである。 **【補助額】** 　1世帯あたり100千円を上限 **【算出根拠】** 　高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金10,000千円	10,000	10,000	0	10,000	0	0	
3	高齢者支援課	3	1	6	介護事業者の助成に要する経費	**【概要】** 　介護サービス事業者に対し、安定した高齢者への介護サービスの実施及び介護サービスを利用する高齢者の生活環境の維持を図ることに伴い、支援金を交付するため、計上するものである。 **【支援額】※1施設あたり** ①居宅介護支援、福祉用具貸与60千円 ②有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（定員10人・室以上）150千円 ③有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（定員10人・室未満）75千円 ④特定施設入居者生活介護（予防含む）300千円 **【算出根拠】** 　介護サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金7,380千円	7,380	7,380	0	6,000	0	1,380	

No	課名	科目			事業名	説明	９月補正額（歳出予算）	重点交付金実施計画総事業費	９月補正額　財源内訳				備考
		款	項	目					国・県	重点交付金	その他	一般財源	
4	幼児保育課	3	2	1	民間保育所等の補助に要する経費	**【概要】** 保育士の人材確保が課題となる中、保育士の処遇改善として賞与を上乗せすることに伴い、事業者に対し補助するため、計上するものである。 **【補助額】** 保育士1人あたり50千円 **【算出根拠】** ①管内民間保育所等運営費補助金10,550千円 ②小規模保育事業運営費補助金1,900千円	12,450	12,450	0	10,500	0	1,950	
5	幼児保育課	3	2	1	①民間保育所等の補助に要する経費 ②私立幼稚園等に要する経費	**【概要】** 給食食材や光熱水費等の高騰が続く中、運営事業者の負担軽減を図ることに伴い、運営に係る費用の一部に対し支援金を交付するため、計上するものである。 **【補助額】※1施設あたり** ①民間保育所、認定こども園500千円 ②小規模保育事業所300千円 ③私立幼稚園500千円 **【算出根拠】** 教育・保育等運営事業者物価高騰対策支援金 ①民間保育所・認定こども園分5,000千円 ②小規模保育事業所分3,000千円 ③私立幼稚園分3,500千円	11,500	11,500	0	9,508	0	1,992	
6	健康増進課	4	1	1	保健衛生事務に要する経費	**【概要】** 市内の医療機関等に対し、エネルギー価格等の高騰に係る支援金を給付するため、計上するものである。 **【支援額】※1施設あたり** ①病院・有床診療所250千円 ②無床診療所・薬局150千円 ③助産所・施術所・歯科技工所・訪問看護ステーション50千円 **【算出根拠】** ①パートタイム会計年度任用職員報酬120千円 ②通信運搬費98千円 ③振込手数料47千円 ④医療機関等物価高騰支援金36,350千円	36,615	36,613	0	36,000	0	615	
7	健康増進課	4	1	2	予防接種に要する経費	**【概要】** 子育て世代の負担軽減を図ることに伴い、小児等のインフルエンザ接種費用の助成を実施するため、計上するものである。 **【助成額】** 1人あたり2,000円（1回を上限） **【算出根拠】** ①パートタイム会計年度任用職員報酬298千円 ②通信運搬費237千円 ③振込手数料224千円 ④小児等インフルエンザ予防接種委託13,858千円 ⑤予防接種費用助成金3,380千円	17,997	17,996	0	17,000	0	997	

No	課名	科目			事業名	説明	９月補正額（歳出予算）	重点交付金実施計画総事業費	９月補正額　財源内訳				備考
		款	項	目					国・県	重点交付金	その他	一般財源	
8	環境課	4	1	3	地下水汚染防止対策の推進に要する経費	**【概要】** ①軽井沢地区で水質調査を実施し、PFASが指針値以下であった井戸について、再調査は本人負担で実施することとしているが、PFASという事情を踏まえ、指針値を超過していなかった井戸の再調査を市が実施するため、計上するものである。 ②PFASにより軽井沢地区の方々に経済的かつ精神的負担が発生している中、早急に原因を特定する必要があることから、個人で実施することが困難となっているボーリング調査を市が実施するため、計上するものである。 **【算出根拠】** ①手数料7,403千円 ②ボーリング調査業務委託10,461千円	17,864	18,403	0	13,973	0	3,891	
9	農業振興課	6	1	3	農業振興対策事業に要する経費	**【概要】** ビニール・紐・箱などの資材及び肥料や農薬などの高騰が著しく、営農に支障が生じていることから、農業経営実績のある市内農業者に対し、支援金を給付するため、計上するものである。 **【支給額】** 1経営体あたり30千円 **【算出根拠】** 農業者物価高騰対応支援交付金7,530千円	7,530	7,530	0	7,200	0	330	
10	文化・スポーツ課	10	5	2	体育施設の管理運営に要する経費	**【概要】** スポーツ施設の光熱水費の上昇分を公費負担し、施設の安定的な運営を図ることに伴い、指定管理者に対し補償するため、計上するものである。 **【算出根拠】** スポーツ施設利用料金補償金8,330千円	8,330	8,329	0	6,000	0	2,330	
11	学校教育課	10	5	3	学校給食運営に要する経費	**【概要】** 学校給食用賄材料費について、副食費の値上りにより不足が見込まれるため、追加するものである。 なお、不足分は、保護者負担を求めることなく、公費補填を拡充して実施する。 **【算出根拠】** 給食賄材料費（副食分）16,012千円	16,012	14,359	0	14,300	0	1,712	
合　　計							146,838	151,219	0	136,481	▲ 5,501	15,858	

実施計画事業総額（第2回分）	187,321	重点交付金総額	136,481

※国に提出した実施計画総事業費（令和8年度第2回分）は187,321千円となっている。差額の36,102千円は既に令和8年度当初予算に計上した事業（公の施設光熱水費高騰分）であり、実施計画に掲載するのみで、補正予算としては計上していません。

補助金等精算一覧（令和７年度等の国県負担金等の精算に関するもの）

１　事業費の精算に伴う追加交付額【歳入予算】

単位：千円

NO	款	名称	補助金名	担当課	算出根拠		
					受入額(A)	確定額(B)	追加交付額(B)-(A)
1	23	国庫支出金等過年度収入	生活保護費等負担金（医療扶助費）	社会福祉課	978,385	1,003,177	24,792
2			生活保護費等負担金（介護扶助費）		68,332	69,497	1,165
3			生活困窮者自立支援事業費等負担金（国庫負担金）		14,183	14,780	597
4	23	国庫支出金等過年度収入	障害者自立支援給付費等負担金（国庫負担金）	障がい福祉課	1,195,607	1,222,535	26,928
5			障害者医療費負担金（国庫負担金）		49,334	49,402	68
6	23	国庫支出金等過年度収入	児童手当交付金（国庫負担金）	こども支援課	1,656,789	1,657,460	671
7			児童扶養手当負担金（国庫負担金）		96,174	96,422	248
8			児童手当交付金（県負担金）		190,914	191,450	536

（次ページへ続く）

単位：千円

NO	款	名称	補助金名	担当課	算出根拠		
					受入額(A)	確定額(B)	追加交付額(B)-(A)
9	23	国庫支出金等過年度収入	施設型給付費負担金・地域型保育給付費負担金（子どものための教育・保育給付交付金（国庫負担金））	幼児保育課	890,794	942,517	51,723
10			子育てのための施設等利用給付交付金（国庫補助金）（令和６年度分）		200,080	202,940	2,860
11			子育てのための施設等利用給付交付金（国庫補助金）（令和７年度分）		184,533	186,232	1,699
12			施設型給付費負担金・地域型保育給付費負担金（子どものための教育・保育給付費県費負担金）		346,668	355,517	8,849
13			子育てのための施設等利用給付費県費負担金（令和６年度分）		100,040	101,470	1,430
14			施設型給付費負担金（子どもための教育・保育給付費地方単独費用県負担金）		8,826	9,801	975
15			子育てのための施設等利用給付費県費負担金（令和７年度分）		92,267	93,117	850
16	23	国庫支出金等過年度収入	社会資本整備総合交付金	道路河川整備課	0	44,380	44,380
合　　計					6,072,926	6,240,697	167,771

２　事業費の精算に伴う補助金等返還金【歳出予算】

単位：千円

NO	科目			予算事業名	補助金名	担当課	算出根拠		
	款	項	目				受入額(A)	確定額(B)	返還額(A)-(B)
1	3	1	4	自立支援給付事業に要する経費	障害児入所給付費等負担金（国庫補助金）	障がい福祉課	339,746	335,593	4,153
2	3	1	6	高齢者生きがい対策に要する経費	低所得者保険料軽減負担金精算分（国庫負担金、県負担金、一般財源分）	高齢者支援課	－	－	1,223
3	3	2	1	児童総務事務に要する経費	子ども・子育て支援施設整備交付金（国庫補助金）	こども支援課	6,841	5,389	1,452
4					子ども・子育て支援交付金（国庫補助金）		77,805	76,614	1,191
5	3	2	1	児童総務事務に要する経費	保育対策総合支援事業費補助金（国庫補助金）（令和７年度分）	幼児保育課	8,899	2,742	6,157
6					子ども・子育て支援交付金（国庫補助金）		45,205	39,014	6,191
7					保育対策総合支援事業費補助金（国庫補助金）（国の令和６年度繰越分）		1,154	404	750
8					子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金（国庫補助金）		195	97	98
9					保育対策総合支援事業費補助金（県補助金）		26,131	24,965	1,166
10					保育士配置改善事業補助金（県補助金）		16,710	15,824	886

（次ページへ続く）

単位：千円

NO	科目			予算事業名	補助金名	担当課	算出根拠		
	款	項	目				受入額(A)	確定額(B)	返還額(A)-(B)
11	3	2	1	児童総務事務に要する経費	保育士処遇改善事業補助金（県補助金）	幼児保育課	25,030	24,545	485
12					子ども・子育て支援交付金（県補助金）		32,742	32,443	299
13	3	2	1	家庭児童相談に要する経費	子ども・子育て支援交付金（国庫補助金）	こども支援課	26,593	25,246	1,347
14					児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（国庫補助金）		234	177	57
15	3	2	3	母子等福祉に要する経費	児童扶養手当負担金（国庫負担金）（令和６年度分）	こども支援課	98,707	98,238	469
16					母子家庭等対策総合支援事業費補助金（国庫補助金）		4,258	3,807	451
17					児童入所施設措置費等負担金（国庫負担金）		9,374	9,206	168
18					児童入所施設措置費等負担金（県負担金）		4,687	4,603	84
19	3	3	1	生活保護事務に要する経費	生活保護費等負担金（生活扶助費）	社会福祉課	986,118	958,497	27,621

（次ページへ続く）

単位：千円

NO	科目			予算事業名	補助金名	担当課	算出根拠		
	款	項	目				受入額(A)	確定額(B)	返還額(A)-(B)
20	4	1	4	母子保健に要する経費	母子保健衛生費国庫補助金（国庫補助金）	健康増進課	4,007	2,320	1,687
21					母子保健衛生費国庫補助金（国庫補助金）（令和６年度繰越分）		1,950	1,455	495
22	4	1	4	妊婦等包括相談支援に要する経費	出産・子育て応援交付金（国庫補助金）	健康増進課	65,000	57,850	7,150
23					出産・子育て応援交付金（国庫補助金）（令和６年度繰越分）		7,000	6,866	134
合　　計							1,788,386	1,725,895	63,714

【継続費】

（変更）

単位：千円

No.	款	項	担当課	事業名	補正前			補正後		
					総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	10	3	教育総務課	義務教育施設維持補修事業	177,940	R7	51,420	187,194	R7	51,420
						R8	126,520		R8	135,774

【変更理由】
鎌ケ谷中学校校舎外壁・屋上防水改修工事について、インフレスライド等により事業費が増額となることが判明したため、継続費の総額及び年割額を変更するものである。

【繰越明許費】

単位：千円

No.	款	項	担当課	事業名	金額	理由
1	3	1	社会福祉課	総合福祉保健センター分館整備事業	26,837	令和9年5月に開設予定の総合福祉保健センター分館に係るネットワーク構築等の環境整備について、年度内完了が見込まれないため。

【債務負担行為】

（追加）

単位：千円

No.	事項	担当課	期間	限度額	説明
1	創設保育所整備資金利子補給事業（令和8年度利率変更分）	幼児保育課	自　令和１１年度 至　令和２２年度	1,410	**【概要】** 創設保育所整備資金利子補給について、法人の借り入れた資金利子の一部を補助（補助率1.6/4.6）しているが、令和8年5月の利率変更（10年見直し）により、令和8年6月以降の利率が増となり、現在設定している債務負担行為が限度額に到達する見込みであるため、新たに債務負担行為を設定するものである。 **【算出根拠】** 利率変更後の利子補給総額4,201千円－利率変更前の利子補給総額2,791千円＝1,410千円

議案第５号　令和８年度鎌ケ谷市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

【概要】

補正前の予算総額10,019,000千円に対し、歳入歳出それぞれ38,047千円を追加し、予算総額を10,057,047千円にしようとするものである。

【歳入予算】

単位：千円

No.	課名	款	名　称	補正額	説明
1	保険年金課	8款　繰越金	その他繰越金	38,047	**【概要】** 令和7年度の実質収支の確定に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額38,048千円－補正前の額1千円＝補正額38,047千円
合計				38,047	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目 款	科目 項	科目 目	予算事業名	区分	補正額	説明
1	保険年金課	3	1	1	医療給付費分納付金に要する経費	18節　医療給付費分納付金	24,539	**【概要】** 当初予算では千葉県から送付される仮の係数を基に算出したが、確定した係数で算出した結果、納付金に不足が生じる見込みであるため、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額1,812,480千円－補正前の額1,787,941千円＝補正額24,539千円
2		3	2	1	後期高齢者支援金等分納付金に要する経費	18節　後期高齢者支援金等分納付金	3,951	**【概要】** 当初予算では千葉県から送付される仮の係数を基に算出したが、確定した係数で算出した結果、納付金に不足が生じる見込みであるため、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額672,938千円－補正前の額668,987千円＝補正額3,951千円
3		3	3	1	介護納付金分納付金に要する経費	18節　介護納付金分納付金	▲ 3,295	**【概要】** 当初予算では千葉県から送付される仮の係数を基に算出したが、確定した係数で算出した結果、納付金に余剰が生じる見込みであるため、減額するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額261,356千円－補正前の額264,651千円＝補正額▲3,295千円
4		3	4	1	子ども・子育て支援納付金分納付金に要する経費	18節　子ども・子育て支援納付金分納付金	5,013	**【概要】** 当初予算では千葉県から送付される仮の係数を基に算出したが、確定した係数で算出した結果、納付金に不足が生じる見込みであるため、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額67,799千円－補正前の額62,786千円＝補正額5,013千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
5	保険年金課	5	1	1	国民健康保険財政調整基金積立金に要する経費	24節　積立金	7,839	**【概要】** 令和7年度決算の確定に伴い、財政調整基金積立金を追加するものである。 **【算出根拠】** 見込額7,840千円－補正前の額1千円＝補正額7,839千円 **【9月補正後の残高】** 8,273千円
合計							38,047	

議案第６号　令和８年度鎌ケ谷市介護保険特別会計補正予算（第１号）

【概要】

補正前の予算総額10,693,000千円に対し、歳入歳出それぞれ251,012千円を追加し、予算総額を10,944,012千円にしようとするものである。

【歳入予算】

単位：千円

No.	課名	款	名　称	補正額	説明
1	高齢者支援課	2款　国庫支出金	地域支援事業交付金（介護予防等総合事業以外の地域支援事業）（過年度分）	1,511	**【概要】** 令和7年度における地域支援事業交付金（介護予防等総合事業以外の地域支援事業）の精算に伴い、計上するものである。 **【算出根拠】** 確定額60,238千円－受入額58,727千円＝追加交付額1,511千円
2		3款　支払基金交付金	介護給付費交付金（過年度分）	4,870	**【概要】** 令和7年度における介護給付費交付金の精算に伴い、計上するものである。 **【算出根拠】** 確定額2,587,295千円－受入額2,582,425千円＝追加交付額4,870千円
3		4款　県支出金	地域支援事業交付金（介護予防等総合事業以外の地域支援事業）（過年度分）	755	**【概要】** 令和7年度における地域支援事業交付金（介護予防等総合事業以外の地域支援事業）の精算に伴い、計上するものである。 **【算出根拠】** 確定額30,119千円－受入額29,364千円＝追加交付額755千円
4		6款　繰入金	その他一般会計繰入金（事務費繰入金）	32,585	**【概要】** 令和9年度に施行予定の介護保険法の一部改正（介護報酬等）に伴い、介護保険システムを改修するため、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額224,792千円－補正前の額192,207千円＝補正額32,585千円
5			財政調整基金繰入金	146	**【概要】** 歳入歳出予算の差額について、繰入金を追加するものである。 **【算出根拠】** 見込額159,886千円－補正前の額159,740千円＝補正額146千円 **【9月補正後の残高】** 194,148千円
6		7款　繰越金	繰越金	211,145	**【概要】** 令和7年度の実質収支の確定に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額221,146千円－補正前の額10,001千円＝補正額211,145千円
合計				251,012	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
1	高齢者支援課	1	1	1	介護保険事務に要する経費	12節　委託料	32,585	**【概要】** 令和9年度に施行予定の介護保険法の一部改正（介護報酬等）に伴い、介護保険システムを改修するため、追加するものである。 **【財源内訳】** 一般財源32,585千円 **【算出根拠】** 補正後の額41,297千円－補正前の額8,712千円＝補正額32,585千円
2		6	1	1	介護保険財政調整基金積立金に要する経費	24節　積立金	82,068	**【概要】** 令和7年度決算剰余金のうち、保険料相当分について積み立てるため、追加するものである。 **【算出根拠】** 補正後の額82,069千円－補正前の額1千円＝補正額82,068千円 **【9月補正後の残高】** 194,148千円
3		7	1	2	国庫支出金等過年度分返還金に要する経費	22節　償還金利子及び割引料	72,010	**【概要】** 令和7年度分の国庫支出金等の精算に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額82,010千円－補正前の額10,000千円＝補正額72,010千円
4		7	2	1	一般会計繰出金	27節　繰出金	64,349	**【概要】** 令和7年度分の精算に伴い、一般会計繰出金を追加するものである。 **【算出根拠】** 介護給付費繰入金返還金分28,492千円＋保険料還付未済金分3,417千円＋第1号被保険者延滞金分204千円＋地域支援事業繰入金返還金分▲1,353千円＋低所得者保険料軽減負担金分1,630千円＋事務費繰入金返還金分31,960千円－補正前の額1千円＝補正額64,349千円
合計							251,012	

議案第７号　令和８年度鎌ケ谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

【概要】

補正前の予算総額2,194,000千円に対し、歳入歳出それぞれ15,134千円を追加し、予算総額を2,209,134千円にしようとするものである。

【歳入予算】

単位：千円

No.	課名	款	名　称	補正額	説明
1	保険年金課	4款　繰越金	繰越金（事務費繰越金分）	8,756	**【概要】** 令和7年度の実質収支の確定に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額8,757千円－補正前の額1千円＝補正額8,756千円
2			繰越金（広域連合納付分）	6,378	**【概要】** 令和7年度の実質収支の確定に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額6,379千円－補正前の額1千円＝補正額6,378千円
合計				15,134	

【歳出予算】

単位：千円

No.	課名	科目			予算事業名	区分	補正額	説明
		款	項	目				
1	保険年金課	2	1	1	広域連合納付金に要する経費	18節　保険料負担金（前年度精算分）	6,378	**【概要】** 令和7年度分の精算に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額6,379千円－補正前の額1千円＝補正額6,378千円
2		3	2	1	一般会計繰出金	27節　一般会計繰出金	8,756	**【概要】** 令和7年度分の精算に伴い、追加するものである。 **【算出根拠】** 確定額8,757千円－補正前の額1千円＝補正額8,756千円
合計							15,134	

主要市道整備事業
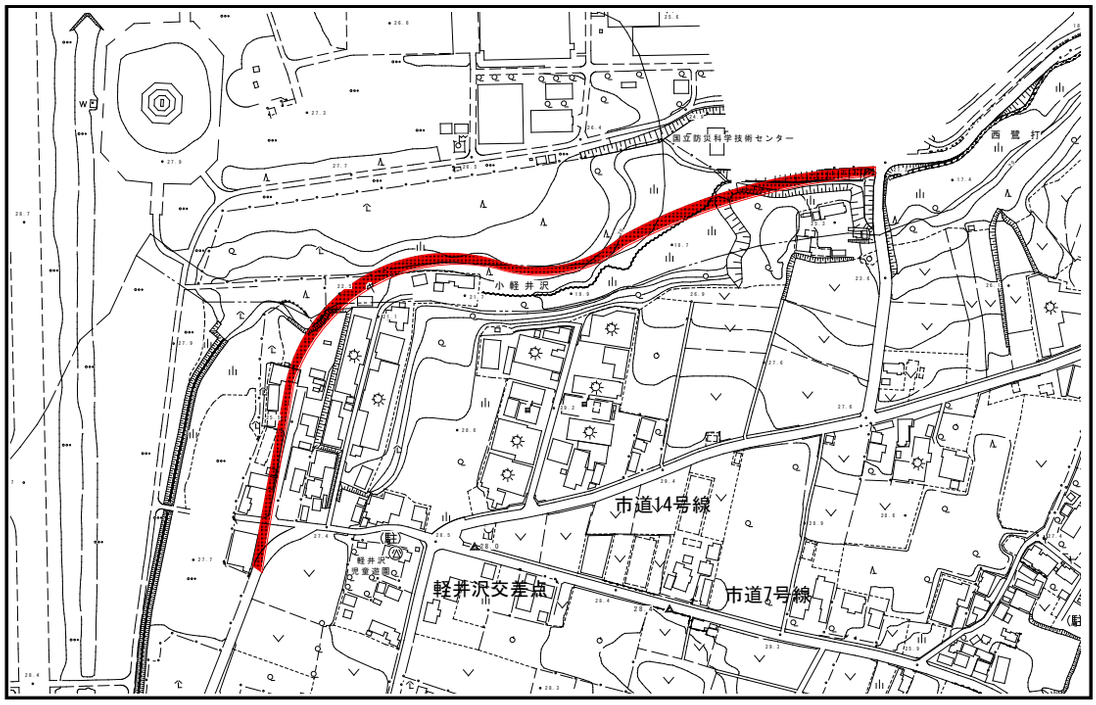
軽井沢周回道路